

岩手県告示第525号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 一関市及び九戸郡軽米町
- 2 基本測量を実施する期間 平成24年8月13日から平成25年3月15日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）